

《記入例③》転勤により新事業所で特別徴収を継続する場合

※上段を前勤務先で記入し、新勤務先へ回付した後、下段を新勤務先で記入のうえ、**新勤務先より**市役所へ提出してください。

法人の場合は、「国税庁法人番号公表サイト」に公表されている法人番号を記載してください。 個人事業主の場合は、個人番号の記載は省略してください。		ブルダウンより該当する年度を1.2.3.から①.②.③へ変更してください。		年度 ① 現年度 2 新年度 3 両年度		特別徴収義務者指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9		特別徴収義務者宛番号 2 3 4 5 6 7 8 9	
令和 8 年 4 月 1 日提出		フリガナ ミズシロカブシキガイシャ ギョウダシテン		氏名又は名称 水城株式会社 行田支店		所属 人事課 給与係		氏名 行田 太郎	
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		フリガナ オシ ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 120,000		(イ) 徴収済額 円 36,000		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ) 円 84,000	
氏名 忍 次郎		生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日		異動年月日 令和 8 年 8 月 31 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 解散・合併 7. その他		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		特別徴収税額 (年税額) 円 120,000		徴収済額 円 36,000		未徴収税額 (ア)－(イ) 円 84,000		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 解散・合併 7. その他	
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者指定番号 9 7 8 6 5 4 3 2 1 (新規)		法人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		新しい勤務先では、月割額 12,000 円 月分 (翌月 10 日納入期限) から徴収し、納入します。		受給者番号 (電子通知受取希望の場合必須) 1020	
所在地 埼玉県行田市本丸2-5		フリガナ ウキシロユウゲンガイシャ		氏名又は名称 浮き城有限会社		担当者連絡先 所属 総務経理担当 氏名 蓮 花子 電話 048-556-2222 (内線002)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
新勤務先へ回付した後、新勤務先にて記入のうえ、新勤務先より提出してください。		退職の場合は、一括徴収することはできません。		徴収予定日 令和 年 月 日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) 円		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月 10 日納入) で納入します。	
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため。 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与支払報告書又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため。 3. 死亡による退職であるため。		※市町村記入欄					
【提出先】 〒361-8601 行田市本丸2番5号 行田市役所総務部税務課									

特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) に記載ある番号を左詰めで記載してください。

(特別徴収義務者指定番号) 8桁と9桁の事業所が存在します。なお、新規事業所の場合は空白のままご提出ください。

(宛番号) 8桁と9桁の方が存在します。給与所得者毎に番号が異なります。

8月末で退職する給与所得者が、9月から新しい事業所で特別徴収を継続する場合は「1」をブルダウンより選択してください。

新しい会社で特別徴収を開始する月 (9月) とその月割額を記載します。

納税義務者用が電子の場合は、事業所で指定した任意の受給者番号が必要となります。